

住宅リフォーム工事等に対し行政ポイントを付与します！

増改築のリフォーム工事等に対し対象工事費（税抜き）の5%を

デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイントで助成。最大3万ポイント分助成します。



電子申請はこちら



*「寒川町版地域通貨さむかわPayの行政ポイント」は町内の加盟店でご利用いただけます。
※取扱加盟店は下記二次元コードのリンク内「デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイント」の「利用店舗」からご確認ください。

寒川町版地域通貨さむかわPayの行政ポイント



さむかわPay公式サイト



◎事業概要

地域経済の活性化を促進するため、町内業者による住宅リフォームを行う町民を対象に費用の一部を「デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイント」で助成する制度です。

■申請できる人

- ① 寒川町に住民登録している人
- ② 申請者が対象住宅に居住していること
- ③ 納付期限の過ぎた町税等がないこと
(対象住宅居住者全員)
- ④ 工事着工前であること

■対象住宅

- ① 町内にある個人住宅
- ② マンション等の自己専有部分
- ③ 店舗併用住宅は、居住部分
(居住部分の面積を按分)

※注意！ 申請し、決定がされる前に工事に着手した場合は対象となりません。

申請から決定までは、2週間程度かかりますので余裕を持ってご申請ください。

審査状況によっては、決定までにさらに時間がかかる場合がございます。

■申請受付期間

令和7年4月1日より申請可能です。

※受付終了については、右欄「対象となる工事」の⑤をご確認ください。

■対象となる工事

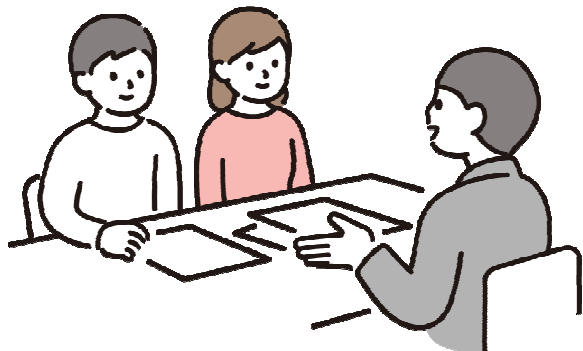
- ① 住宅リフォーム（新築・改修・増築）工事
- ② 工事請負業者が町内の業者であること
- ③ 対象工事が消費税を除き、20万円以上であること
- ④ 他に同様の補助を受けていない工事であること
- ⑤ 令和8年3月17日(火)までに完了報告書類を提出できるもの



申請から「行政ポイント」付与までの流れ (役場窓口で直接申請する場合)

1 交付申請 (申し込み)

- 産業振興課に申請書類を提出する。(業者代行可)



【申請書類】

- * 指定の申請書 (第1号様式)
- * 個人情報に関する同意書
- * 添付書類・工事の見積書 (写)
 - ・ 工事請負契約書 (写)
 - ・ 工事図面 (写)
 - ・ 工事着工前のカラー写真

2 付与決定の通知 (申請の結果通知)

- 申請書類等の審査結果を、申請者に文書で通知します。

3 リフォーム工事 (工事の着手)

- 付与決定を受けてから、工事に着手してください。

※付与決定前の施行は認められませんので、ご注意ください！

- 工事内容の変更又は工事を中止する場合は、別に手続きが必要となります。変更箇所等の工事前に必ず一度ご連絡ください。(工事前後のカラー写真が必須です)

※変更手続きのない増加分の経費は対象外となります。



4 工事完了報告書類の提出 工事完了から必ず1カ月以内にご提出ください

- 工事終了後、工事完了報告書類を産業振興課に提出する。(業者代行可)



【工事完了報告書類】

- * 指定の報告書 (第4号様式)
- * 添付書類・工事の領収書 (写)
 - ・ 工事完了後のカラー写真
 - ・ その他の必要書類

5 行政ポイントの付与

- 関係書類等の審査後、付与ポイントを決定し、申請者に通知します。
- 産業振興課で、申請者のさむかわ Pay アプリに「行政ポイント」を付与します。

申請書類 見本

① さむかわ Pay トップ画面
画面左上をタップ

② マイページ
申請書にアカウントナンバーを記入

役場（産業振興課）窓口への提出時に記入ください。

令和〇〇年〇月〇日

（あて）
（申請者）住所 寒川町宮山165番地
氏名 寒川 工事
連絡先 74-1111
さむかわ Pay アカウントナンバー 1234-5678-9012-3456

住宅リフォーム等建築工事推進助成事業行政ポイント付与申請書

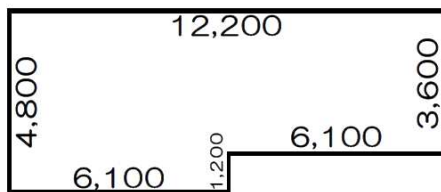
住宅リフォーム等建築工事推進助成事業のポイント付与を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、助成のポイント付与はさむかわ Pay のポイントで受けることを承諾します。

助成申請ポイント	ポイント ※申請時に確認するため記入しない	
住宅の所在地	寒川町宮山165番地	法人の方はこちらに記入してください。
住宅の所有者	寒川 工事	
施工業者	名称	住宅リフォーム(株)寒川支店
	所在地	寒川町倉見〇〇番地 電話番号 75-〇〇〇〇
	個人事業 氏名	岡田 太郎
主の場合	住所	寒川町田端〇〇番地 電話番号 74-〇〇〇〇
	個人事業主の方はこちらに記入してください。	
工事内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 補修・改善 <input type="checkbox"/> 設備補修・改善 具体的内容：住宅の1階部分に子ども部屋を増築する。外壁	
工事期間	令和〇〇年 4月20日(予定) ~ 令和〇〇年 5月20日(予定)	
対象工事費	金	円※ 税抜き金額 (申請時に確認するため記入しない)

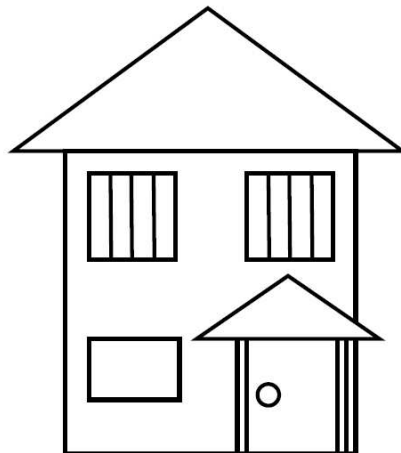
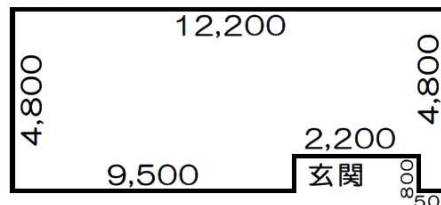
添付書類 (1) 建築工事にかかる見積書の写し (2) 建築工事請負契約書の写し
(3) 建築工事図面 (4) 建築工事着工前写真
(5) その他町長が必要と認める書類 ()

工事図面（写）が無い場合は、以下のような簡易なものでも可

2階



1階



住宅リフォームは町内業者で！

助成対象住宅リフォーム工事等参考例

(居住部分のみ対象となりますのでご注意ください。)

No.	工事内容	可否	特記事項
1	住宅の増築、改築、減築工事	○	
2	屋根の葺き替え、塗装、外壁工事	○	
3	内装工事（壁紙張り替え等）	○	
4	床暖房・フローリングの工事	○	
5	畳の入れ替え、表替え	○	
6	サッシ、雨戸等の取り替え工事	○	
7	部屋の間仕切り工事	○	
8	給排水衛生設備工事	△	単に設備（備品）の購入や設置、交換、修繕は×
9	電気設備工事（太陽光パネル設置工事含★）	△	大規模な配管、配線工事を伴うものや内装・外装
10	ガス設備工事	△	工事に伴うものは○
11	カーテン等の取り付け工事	△	単独取付は× 内装工事に伴うものは○
12	手すりの取り付け工事	△	単独取付や他の助成制度等を利用した部分は× 内装工事に伴うものは○
13	バリアフリー改修工事	△	他の助成制度等を利用した部分は×
14	耐震改修工事	△	他の助成制度等を利用した部分は×
15	車庫	△	居住部分に付属していないものは×
16	ウッドデッキ取付工事	△	居住部分に付属していないものは×
17	シロアリ駆除等の薬剤散布・塗布	△	散布・塗布のみは× 床下工事等に伴うものは○
18	インターネット、テレビ等配線工事	△	単独工事は× 内装工事に伴うものは○
19	外構工事及び別棟の倉庫	×	
20	店舗併用住宅の店舗部分	×	

★太陽光パネル設置工事については、環境課のゼロカーボン推進対策設備等導入助成のいずれか
選択できます。

※詳細につきましては、お問い合わせください。

ゼロカーボン推進対策設備等
導入助成二次元コード



■注意事項等

*過去に助成を受けた方でも前回から10年度を経過している場合につきましては
再度助成を受けることができます。

*令和7年度事業では平成27年度以前に交付を受けた方も再度の申請が可能です。

*虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、交付決定は取り消されます。